

職業実践専門課程等の基本情報について

学校名		設置認可年月日		校長名		所在地																	
医療福祉専門学校 緑生館		平成3年3月27日		芳野 信		〒 841-0037 (住所) 佐賀県鳥栖市本町3丁目1496-1 (電話) 0942-84-0848																	
設置者名		設立認可年月日		代表者名		所在地																	
学校法人緑生館		平成24年1月26日		松岡 稔昌		〒 841-0074 (住所) 佐賀県鳥栖市西新町1428-566 (電話) 0942-84-5100																	
分野	認定課程名	認定学科名		専門士認定年度	高度専門士認定年度	職業実践専門課程認定年度																	
医療	看護師専門課程	専攻看護学科		平成 7(1995)年度	-	令和 3(2021)年度																	
学科の目的		教育理念に基づいた教養の涵養と、人間性の豊かな知性と感性を備えた看護師を育成し、変動する社会の要請に対応できるための看護実践能力を養うことを目的とする。																					
学科の特徴(取得可能な資格、中退率等)		【取得可能な資格】看護師国家試験受験資格 【中退率】1.9%																					
修業年限	昼夜	全課程の修了に必要な総授業時数又は総単位数		講義	演習	実習	実験	実技															
2年	昼間	※単位時間、単位いずれかに記入		単位時間	単位時間	単位時間	単位時間	単位時間															
		76 単位		17 単位	41 単位	16 単位	0 単位	2 単位															
生徒総定員	生徒実員(A)	留学生数(生徒実員の内数)(B)		留学生割合(B/A)																			
100 人	94 人	0 人		0 %																			
就職等の状況	■卒業者数(C) : 52 人																						
	■就職希望者数(D) : 52 人																						
	■就職者数(E) : 52 人																						
	■地元就職者数(F) : 11 人																						
	■就職率(E/D) : 100 %																						
	■就職者に占める地元就職者の割合(F/E) : 21 %																						
	■卒業者に占める就職者の割合(E/C) : 100 %																						
	■進学者数 : 0 人																						
	■その他																						
	(令和 4 年度卒業者に関する令和 4 年 5 月 1 日時点の情報)																						
■主な就職先、業界等 (令和4年度卒業生) 病院等の医療施設																							
第三者による 学校評価	■民間の評価機関等から第三者評価: ※有の場合、例えば以下について任意記載 評価団体: 受審年月: 評価結果を掲載したホームページURL																						
当該学科の ホームページ URL	https://www.ryokuseikan.ac.jp/																						
企業等と連携した 実習等の実施状況 (A、Bいずれかに 記入)	(A: 単位時間による算定)																						
	<table><tr><td>総授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>単位時間</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>単位時間</td></tr></table>								総授業時数	単位時間	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間	うち必修授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間	
総授業時数	単位時間																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	単位時間																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	単位時間																						
うち必修授業時数	単位時間																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	単位時間																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	単位時間																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	単位時間																						
	(B: 単位数による算定)																						
	<table><tr><td>総授業時数</td><td>76 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数</td><td>16 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>うち必修授業時数</td><td>76 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数</td><td>16 単位</td></tr><tr><td>うち企業等と連携した必修の演習の授業時数</td><td>0 単位</td></tr><tr><td>(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)</td><td>0 単位</td></tr></table>								総授業時数	76 単位	うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	16 単位	うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位	うち必修授業時数	76 単位	うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	16 単位	うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位	(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位	
総授業時数	76 単位																						
うち企業等と連携した実験・実習・実技の授業時数	16 単位																						
うち企業等と連携した演習の授業時数	0 単位																						
うち必修授業時数	76 単位																						
うち企業等と連携した必修の実験・実習・実技の授業時数	16 単位																						
うち企業等と連携した必修の演習の授業時数	0 単位																						
(うち企業等と連携したインターンシップの授業時数)	0 単位																						
教員の属性(専任 教員について記 入)	<table><tr><td>① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)</td><td>1 人</td></tr><tr><td>② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)</td><td>4 人</td></tr><tr><td>③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)</td><td>3 人</td></tr><tr><td>⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)</td><td>0 人</td></tr><tr><td>計</td><td>8 人</td></tr><tr><td colspan="2">上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数</td><td>8 人</td></tr></table>								① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	4 人	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	3 人	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人	計	8 人	上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		8 人
	① 専修学校の専門課程を修了した後、学校等においてその担当する教育等に従事した者であって、当該専門課程の修業年限と当該業務に従事した期間とを通算して六年以上となる者 (専修学校設置基準第41条第1項第1号)	1 人																					
	② 学士の学位を有する者等 (専修学校設置基準第41条第1項第2号)	4 人																					
	③ 高等学校教諭等経験者 (専修学校設置基準第41条第1項第3号)	0 人																					
	④ 修士の学位又は専門職学位 (専修学校設置基準第41条第1項第4号)	3 人																					
	⑤ その他 (専修学校設置基準第41条第1項第5号)	0 人																					
	計	8 人																					
上記①～⑤のうち、実務家教員(分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者を想定)の数		8 人																					

1.「専攻分野に関する企業、団体等(以下「企業等」という。)との連携体制を確保して、授業科目の開設その他の教育課程の編成を行っていること。」関係

(1)教育課程の編成(授業科目の開設や授業内容・方法の改善・工夫等を含む。)における企業等との連携に関する基本方針
教育活動の質の向上及び医療機関・医療従事者の方との連携により、必要となる最新の知識・技術・技能を反映しカリキュラムの改善等を行うことを目的として、教育課程編成に関する会議を実施する。

(2)教育課程編成委員会等の位置付け
業界全体の動向や実務に関する知識、技術、技能について知見を有する委員が参画する教育課程委員会を年2回実施し、カリキュラムや授業内容・方法の改善及び工夫、実務に必要な知識・技術・技能、教育内容などを審議し、業界における人材確保等の動向及び進路指導に関する助言を行う。委員会からの意見等を運営会議にて、教育課程に反映させることを検討した上で、教育課程を決定する。

(3)教育課程編成委員会等の全委員の名簿

令和5年4月1日現在

名 前	所 属	任期	種別
倉富 眞	佐賀県作業療法士会 相談役、きやま鹿毛医院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	①
宮本 幸枝	松岡病院 看護部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
山本 吉雄	やよいがおか鹿毛病院 リハビリテーション部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
石本 智範	大島病院 リハビリセンター主任	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
松本 展明	三宮整形外科医院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
齋藤 泰臣	久留米大学病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	③
芳野 信	医療福祉専門学校緑生館 校長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
長田 晶子	医療福祉専門学校緑生館 副校長(看護系)	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
高森 真須美	医療福祉専門学校緑生館 副校長(リハビリ系)	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
竹井 和人	医療福祉専門学校緑生館 理学療法学科 学科長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
島ノ江 寿	医療福祉専門学校緑生館 作業療法学科 学科長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
濱藺 真一	学校法人緑生館 事務部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—
山本 真幹	学校法人緑生館 事務課長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	—

※委員の種別の欄には、企業等委員の場合には、委員の種別のうち以下の①～③のいずれに該当するか記載すること。
(当該学校の教職員が学校側の委員として参画する場合、種別の欄は「—」を記載してください。)

- ①業界全体の動向や地域の産業振興に関する知見を有する業界団体、職能団体、地方公共団体等の役職員(1企業や関係施設の役職員は該当しません。)
- ②学会や学術機関等の有識者
- ③実務に関する知識、技術、技能について知見を有する企業や関係施設の役職員

(4)教育課程編成委員会等の年間開催数及び開催時期

(年間の開催数及び開催時期)

年2回(6月、11月)

(開催日時(実績))

【令和4年度】

第1回 令和4年6月24日 18:00～19:30

第2回 令和4年11月25日 18:00～19:30

(5)教育課程の編成への教育課程編成委員会等の意見の活用状況

学内において臨床実習の代替学習を効果的に実施するために、様々な工夫や協力体制の必要性について意見をいただいた。模擬症例を提示してアセスメント(シミュレーション)する等、少しでも学びに繋がるように工夫をして対応していく。また、多職種連携教育の必要性が重要となってくる。学生の实習においても他職種との連携が出来る場を提供できないか、検討をしていきたい。複数の学科を持つことのメリットを活かしながら、実習先と協議の上、多職種連携教育を検討していく。

2.「企業等と連携して、実習、実技、実験又は演習(以下「実習・演習等」という。)の授業を行っていること。」関係

(1)実習・演習等における企業等との連携に関する基本方針

学生一人一人が、あらゆる健康状態にある患者・家族に対し、その人々の暮らしを支えるための基礎的看護実践能力を身に着けることを主眼とする。

(2)実習・演習等における企業等との連携内容

実習内容・方法としては、看護師に同行し看護実践の見学したり、入院されている方を担当させて頂き、看護師の指導・監督のもと、一部援助を行う。実習中は実習指導の看護師と専任教員の双方で学生指導・評価を行う。実習評価も双方で実習目標の到達度を協議し、評定する。

(3)具体的な連携の例※科目数については代表的な5科目について記載。

科 目 名	科 目 概 要	連 携 企 業 等
基礎看護学実習	対象を全人的に理解するために、身体的・心理的・社会的側面からの情報を統合し、看護課題とその要因を論理的に分析し、看護を実践するための展開方法を学ぶ。	聖マリア病院 やよいがおか鹿毛病院
成人看護学実習	周手術期の特徴および対象を理解し、合併症予防と回復促進への看護を実践するための基礎的能力を習得する。	聖マリア病院 久留米大学医療センター
老年看護学実習	老年期にある対象を身体的・精神的・社会的側面から全人的に理解し、加齢や老年症候群などにより不可逆的な老化の状態にある高齢者が在宅で生活していくためにはどのような「力」が必要になるかを考え、生活の質の向上に向けての援助が理解できる。	老人保健施設あおぞら、特別養護老人ホーム寿楽園、デイサービスセンター寿楽園弐号館、真心の園
精神看護学実習	こころの健康問題をもつ人や家族との関わりを通して対象を全人的に理解し、こころの健康回復に向けての臨床看護を展開・実践できるよう指導していく。また、実際の看護場面をプロセスレコードで再構成し、看護師としての自己洞察能力を養うための指導を行う。	松岡病院、大島病院
統合実習	看護チームにおけるリーダーシップ・メンバーシップの実際を理解し、看護ケアのマネジメント力を発揮するための基礎的能力を養うことを目的とする。	やよいがおか鹿毛病院

3.「企業等と連携して、教員に対し、専攻分野における実務に関する研修を組織的に行っていること。」関係

(1)推薦学科の教員に対する研修・研究(以下「研修等」という。)の基本方針

研修は、教員に対して、学生指導や職務の遂行に必要な知識又は技能等を修得させ、その遂行に必要な教員の能力及び資質等の向上を図ることを目的とし、本校が定める教員研修規程に則り、専攻分野における実務や指導力の習得・向上のための研修を実施している。また、研修で得た知識や情報を学生指導に活かすこととともに、他の教員にもフィードバックすることを教員研修規程に定めている。

(2)研修等の実績

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	「心不全の緩和ケア」	連携企業等:	久留米大学病院
期間:	2022年9月16日	対象:	専任教員
内容	心不全の病態・治療・看護、緩和ケアを含めた全人的ケアを正しく理解し、適切なケアを行うための知識の習得。		
研修名:	明日からできる！高齢者・認知症高齢者の1人ひとりに合わせた排泄ケア5つのポイント	連携企業等:	久留米大学病院
期間:	2022年9月16日	対象:	専任教員
内容	高齢者の排泄の特徴を知り、認知症高齢者等への中核症状を踏まえたケアの視点を学ぶ。		
研修名:	明日からできる！高齢者・認知症高齢者に寄り添う痛みのケア	連携企業等:	久留米大学病院
期間:	2022年11月4日	対象:	専任教員
内容	高齢者の痛みの特徴、認知症の人の痛みの発見とアセスメントを学ぶ。		
研修名:	第35回脳神経看護教育セミナー	連携企業等:	日本脳神経看護研究学会 広島地方部会
期間:	2022年11月1日～11月30日	対象:	専任教員
内容	脳梗塞の基礎から最新治療までを学び、退院支援やアセスメントについて学習する。		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	佐賀県看護協会5支部合同研修会	連携企業等:	佐賀県看護協会
期間:	2022年12月14日	対象:	専任教員
内容	コロナ禍における教育の在り方について学ぶ。		
研修名:	令和4年度看護教員研修会	連携企業等:	佐賀県
期間:	2023年3月23日	対象:	専任教員
内容	令和の日本型教育、授業設計の基本的な考え方、アクティブラーニング型授業の設計について学ぶ。		
研修名:	「学習者は、問うて伸ばす！応えて伸ばす！「発問」と「応答で、学び続ける看護師を育成する」	連携企業等:	株式会社医学書院
期間:	2023年4月22日	対象:	専任教員
内容	なぜ「発問」と「応答」のスキルが必要かを学ぶ。		

(3)研修等の計画

①専攻分野における実務に関する研修等

研修名:	日本発達障害学会第58回研究大会	連携企業等:	日本発達障害学会
期間:	2023年11月4日～5日	対象:	専任教員
内容	障害者を支える共生社会－現代社会における知的障害・発達障害者のQOLを考える－		

②指導力の修得・向上のための研修等

研修名:	福岡県専任教員養成講習会	連携企業等:	福岡県
期間:	2023年4月24日～12月1日	対象:	専任教員
内容	看護師等の養成に携わる者に対して必要な知識技術を修得させ、看護教育の内容の充実向上を図る。		
研修名:	2024年度入学生に求められる学生指導とは	連携企業等:	株式会社進研アド
期間:	2023年7月21日	対象:	専任教員
内容	これからの新入生に向けた効果的な指導と中退予防、具体的な支援について学ぶ。		
研修名:	九州・沖縄ブロック活動看護教員研修会	連携企業等:	日本看護学校協議会
期間:	2023年9月23日	対象:	専任教員
内容	臨床判断能力の育成方法を学ぶ。		

4.「学校教育法施行規則第189条において準用する同規則第67条に定める評価を行い、その結果を公表していること。また、評価を行うに当たっては、当該専修学校の関係者として企業等の役員又は職員を参画させていること。」関係

(1)学校関係者評価の基本方針

教職員による自己点検・自己評価を行い、その結果に基づき、看護・リハビリの専門職や卒業生等、6名程度の委員で構成される学校関係者評価委員会にて学校関係者評価を実施し、学校長・副校長を中心に次期の学校運営の課題や教育活動等の改善を図る。

(2)「専修学校における学校評価ガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの評価項目	学校が設定する評価項目
(1)教育理念・目標	教育理念・目的・育成人材像
(2)学校運営	学校運営
(3)教育活動	教育活動
(4)学修成果	学修成果
(5)学生支援	学生支援
(6)教育環境	教育環境
(7)学生の受入れ募集	学生の募集と受入れ
(8)財務	財務
(9)法令等の遵守	法令等の遵守
(10)社会貢献・地域貢献	社会貢献・地域貢献
(11)国際交流	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)学校関係者評価結果の活用状況

多職種連携は複数の学科を有する緑生館の大きな魅力のひとつである。多職種連携に関するカリキュラムを整備し、学生募集活動においてもアピールしていく。また、学生のフォローについても意見をいただき、学生相談室でのカウンセラーが悩みをもつ学生からの相談に乗る取り組みは、今後も継続していく。

(4)学校関係者評価委員会の全委員の名簿

名 前	所 属	任期	種別
倉富 眞	佐賀県作業療法士会 相談役、きやま鹿毛医院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
宮本 幸枝	松岡病院 看護部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
山本 吉雄	やよいがおか鹿毛病院 リハビリテーション部長	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
石本 智範	大島病院 リハビリセンター主任	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員
松本 展明	三宮整形外科医院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生
齋藤 泰臣	久留米大学病院	令和4年4月1日～令和6年3月31日(2年)	企業等委員 卒業生

※委員の種別の欄には、学校関係者評価委員として選出された理由となる属性を記載すること。

(例)企業等委員、PTA、卒業生等

(5)学校関係者評価結果の公表方法・公表時期

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他()

URL: <https://www.ryokuseikan.ac.jp/guide/information>

公表時期: 令和5年7月

5.「企業等との連携及び協力の推進に資するため、企業等に対し、当該専修学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を提供していること。」関係

(1)企業等の学校関係者に対する情報提供の基本方針

「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」に基づき、ホームページ上にて情報を公開し、本校について理解を深めてもらうことを目的とする。

(2)「専門学校における情報提供等への取組に関するガイドライン」の項目との対応

ガイドラインの項目	学校が設定する項目
(1)学校の概要、目標及び計画	教育理念、沿革、所在地、西新町キャンパスの特色、本町キャンパスの特色
(2)各学科等の教育	入学者受け入れ方針、教育課程編成・実施の方針、卒業認定・称号授与の方針、カリキュラム、国家試験実績
(3)教職員	組織図、理事名簿
(4)キャリア教育・実践的職業教育	リハビリCCS型実習、ダブルスクール制度、求人状況・就職先一覧
(5)様々な教育活動・教育環境	年間スケジュール、施設・設備、サークル活動
(6)学生の生活支援	学生支援への取組状況、女子寮・指定アパート
(7)学生納付金・修学支援	学費・学費サポート、奨学金制度、緑生館新特別奨学金制度
(8)学校の財務	貸借対照表、収支計算書
(9)学校評価	自己点検・自己評価、学校関係者評価
(10)国際連携の状況	
(11)その他	

※(10)及び(11)については任意記載。

(3)情報提供方法

(ホームページ)・広報誌等の刊行物・その他())

URL: <https://www.ryokuseikan.ac.jp/guide/information>

公表時期: 令和5年7月

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
1	○			情報科学	情報科学の考え方や情報倫理に基づいた情報管理についてを学び、パソコンの基本操作法、WordとExcelの基本的操作法を習得する。	1・前	30	1	△	○		○			○	
2	○			心理学	心・意識とは何かという問題について心理学や脳科学の知見を元に学ぶ。	1・前	30	1	△	○		○			○	
3	○			倫理学	具体的な事例を検討することを通して、将来直面するであろう倫理的問題に対処するための手掛かりを与える。	1・前	30	1	△	○		○			○	
4	○			英語と欧米文化	英語の歌の読解・文法・暗唱を通して、欧米文化や価値観の違いを考えたり、英語の基礎的運用能力を鍛えることを目指す。	1・前	30	1	△	○		○			○	
5	○			教育学	教育の意義や目的、基礎的な概念について学ぶ。また、個人・集団指導に用いる教育方法について学ぶ。	1・後	30	1	△	○		○			○	
6	○			論理学	世の中で生じているさまざまな現象を科学的に捉えるにはどうしたらよいかという点について学ぶ。併せて、そこで得られたデータを論理的に解釈し、どのようにすれば人にわかりやすく伝えることができるのかについてを学ぶ。	1・後	30	1	△	○		○			○	
7	○			社会学	社会学の視点から、家族、地域社会、職場社会、少子高齢（化）社会、国際社会、あるいは人間関係等について総合的・複眼的に学習する。	1・後	30	1	△	○		○			○	
8	○			人間関係学	人間関係の始まり（愛着形成や基本的信頼獲得）や人格形成、適応と健康の視点から教授する。さらに心理療法や終末期における人間関係についても講義する。	1・後	30	1	△	○		○			○	
9	○			保健体育	心身のバランスを保つために必要な運動と健康に関する理解と認識を深め、健康と運動について理解する。さらに、身体活動を通して心身を育成するとともに、生涯にわたって運動に親しむ態度を身につける。障害を持つ人にも利用できるレクリエーション的要素をもった内容を実技・演習を通して学ぶ。	2・後	30	1	△		○	○	○		○	
10	○			人体の構造と形態	人体の構築を理解するために必要な形態学について学ぶ	1・前	30	1	○			○			○	
11	○			人体の生理機能	生命現象の基本的な原則と仕組みを細胞、器官、個体レベルにおいて把握し、臨床医学を学ぶ土台を作る。	1・前	30	1	○			○			○	

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
12	○			生化学	物質・エネルギー代謝と臓器・組織間の相互作用を理解し、栄養と代謝の基盤を学び、人体全体としてのホメオスタシス（恒常性）について理解する。	1・前	15	1	○			○			○	
13	○			栄養学	「栄養素」についての化学的性質、食物の消化・吸収および代謝などの基礎的内容について学び、さらに健康増進、生活習慣病予防のためには平素の食生活がいかに重要かを学ぶ。	1・前	15	1	○			○			○	
14	○			微生物と感染症	微生物の特性を知り、宿主・病原体関係の不均衡がもたらす感染症の症状や感染症の予防・治療・看護の考え方について修得する。	1・前	25	1	○			○			○	
15	○			病理・疾病論Ⅰ	病理学が医学や医療の中で、どのような役割を担っているのかを学ぶとともに、器質的・機能的病変や疾病の内因・外因について理解する。また、循環器系、血液・造血器系の疾患について学び、その診断・検査・治療方法を理解する。	1・前	30	1	○			○			○	
16	○			病理・疾病論Ⅱ	内分泌・代謝系、脳・神経系、腎・泌尿器系の疾患について学び、その診断・検査・治療方法を理解する。	1・後	30	1	○			○			○	
17	○			病理・疾病論Ⅲ	呼吸器系、アレルギー・膠原病、精神障害系の疾患について学び、その診断・検査・治療方法を理解できる。	1・後	30	1	△	○		○			○	
18	○			病理・疾病論Ⅳ	消化器系・女性生殖器系・運動器系・歯科・口腔疾患について学び、その診断・検査・治療方法を理解できる。	1・後	25	1	○			○			○	
19	○			薬理学	薬理作用の基礎知識に基づき、疾病の治療のために用いられる主な薬物の特徴や人体への影響について学ぶ。また看護師として必要な医薬品の管理やリスクマネジメントについて理解し、認識を深める。	1・後	30	1	○			○			○	
20	○			社会福祉学	高齢社会の進行や公的介護保険制度の実施により、看護の領域は拡大している。その底辺となる制度の理解をする。また、社会福祉の理念と歴史を学び、現行制度とサービスを将来展望を含めて理解する。	1・後	30	1	○			○			○	
21	○			公衆衛生学	将来、医療・看護活動を行ううえで必要な保健、医療、福祉、環境の諸分野に関する幅広い基礎的な知識を我が国における実状を把握しながら総合的に理解していく。そして、人間の健康や疾病に係わる個人的、社会的、環境的諸要因について個々に学ぶ。	1・後	15	1	○			○			○	
22	○			関係法規	保健・医療・福祉に関する各種の制度やその法的基盤を理解できるよう努める。	1・後	15	1	○			○			○	
23	○			福祉方法論	保健・医療・福祉・教育分野におけるボランティアに参加することで、障害者とその家族や、支援を必要している人々を多角的にとらえ、様々な支援の在り方について学ぶ機会とする。	1・後	20	1			○		○	○		

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業 時数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
	必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
24	○			看護学概論	「1. 看護とは、2. 看護対象の理解、3. 国民の健康・生活の全体像の把握、4. 看護の提供者、5. 看護における倫理、6. 看護の提供のしくみ、7. 広がる看護活動領域」の7つの視点から学び、看護の基本となる概念を形成する。	1・前	30	1	△	○		○		○		
25	○			基礎看護学基本技術	看護技術の必要性やクリティカルシンキングについて理解し、対象に提供する共通の基本看護技術（感染予防、コミュニケーション、フィジカルアセスメント）を学ぶ。	1・前	30	1	△	○		○		○	○	
26	○			基礎看護学臨床看護総論	多様な健康上のニーズを持つあらゆる発達段階にある人々に対し、基本的な看護の考え方（各経過や主要症状の特徴）をもとに、知識・技術を統合して応用するプロセスを学ぶ。	1・前	30	1	△	○		○		○	○	
27	○			基礎看護学臨床外科看護総論	多様な健康上のニーズを持つあらゆる発達段階にある人々に対し、手術療法や放射線療法時の基本的な看護の考え方を学ぶ。	1・前	15	1	△	○		○		○		
28	○			基礎看護学日常生活援助技術	科学的根拠に基づいた日常生活援助技術を修得する。	1・前	45	1	△	○		○		○	○	
29	○			基礎看護学看護過程	対象の全体像の捉え方と、対象の持つ看護上の問題を明確化し解決していく思考過程を学ぶ。	1・前	40	1	△	○		○		○		
30	○			基礎看護学診療の補助技術	検査・治療過程についての基礎的知識と対象への援助技術を修得する。	1・後	30	1	△	○		○		○		
31	○			看護研究	疑問や興味、関心を持った看護上の現象や問題点について文献を探求し、その結果から自らの考え方を導き出し、文献論文としてまとめる。	2・前	15	1	△	○		○		○		
32	○			地域・在宅看護概論	地域や在宅で実践されている看護の歴史や、地域・在宅で暮らすあらゆる対象者の生活を支える様々な法律・制度・保健医療福祉システムの概要について学習する。また地域における疾病の予防・健康増進・環境衛生等の公衆衛生活動を行う機関の役割と活動について学習する。	1・前	25	1	○			○		○		
33	○			暮らしを支える多職種連携	人々の暮らしを支える職種・役割や多職種間での連携手段・方法について学ぶ。また、他学科との合同演習を通して、各職種の専門性や視点の違いに気づき、互いの違いを理解し、チームで連携・協働する意義について認識を深めていく。	1・前	20	1	△	○		○		○		
34	○			暮らしのマネジメント	生活の場において支援を必要とする療養者とその家族の生活の質の維持・向上を目指した援助について学習する。	1・前	15	1	△	○		○		○	○	

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
35	○			地域・在宅看護の展開	療養生活の中で起こる問題の予測と対応など、様々な場面を想定したロールプレイを行い、看護の独自性・継続性を思考する力を養う。	1・後	15	1	△	○		○		○		
36	○			地域・在宅看護援助論	情報収集・分析・判断を基に、安全安楽な医療処置・管理や指導方法など、療養者・家族の個々の価値観や生活観に応じた具体的かつ実践的な援助方法を思考する力を養う。	2・前	30	1	△	○		○		○		
37	○			成人看護学概論	成人各期の身体的・心理的・社会的特徴および健康問題の特徴、健康を支えるための保健・医療・福祉システムについて学ぶ。	1・前	15	1	○			○		○		
38	○			成人看護学慢性期看護	疾病・障害をもちながら生活を送る対象のセルフケア促進に向けた看護の方法を学ぶ。	1・後	30	1	△	○		○		○		
39	○			成人看護学急性期看護	急激な身体侵襲により機能低下・機能障害をうけた対象の生命維持と健康回復に向けた看護の方法を学ぶ。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
40	○			成人看護学リハビリ期看護	疾病・障害によりリハビリテーションをうけながら生活を送る対象の自立に向けた看護の方法を学ぶ。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
41	○			成人看護学終末期看護	治癒困難な状態にある成人期の対象に対し、全人的苦痛の緩和とＱＯＬの向上にむけた看護の方法を学ぶ。	1・後	15	1	△	○		○		○	○	
42	○			老年看護学概論	加齢に伴う変化の特徴とその健康生活を理解する。また高齢者を支える機関や、高齢者を取り巻く社会情勢の理解を深める。	1・前	15	1	△	○		○		○		
43	○			高齢者の日常生活援助と看護	様々な健康状態にある高齢者のＱＯＬ（生活の質）の向上を目指すことを学び、個性に応じた日常生活を整える援助技術を身につける。特に高齢者の「コミュニケーション」「栄養」「排泄」「活動・休息」「身だしなみ」といった生活上の課題に、療養生活支援の専門家としての高齢者ケアを実践できる基盤づくりを目指す。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
44	○			高齢者の健康障害時の看護	高齢者を全人的に捉え、老化と疾病・障害の程度に応じた老年看護の実践と、人生の最期である看取りについて学ぶ。	2・前	30	1	△	○		○		○	○	
45	○			小児看護学概論	子どもの特徴及び、子どもに影響を及ぼす家族・社会の特性を理解し、子どもの権利を尊重する姿勢をもち、子どもが健やかな成長・発達をとげられるよう援助するために必要な基礎的知識について学習する。	1・前	15	1	△	○		○		○	○	

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
46	○			小児看護学発達と疾病論	小児の疾患の特徴および、成長発達段階に応じた看護の視点を学び、健康上の問題や障害が小児や家族におよぼす影響について考え、小児のアセスメントに必要な知識を理解できる。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
47	○			小児看護学臨床看護実践論	小児看護を安全に実施するために必要な知識や援助方法について学び、さらに、子どもの力を引き出す技術について理解する。看護過程の展開をとおして、子どもの成長・発達と健康状態に関する既習の知識を活用し、小児看護のアセスメントの視点や問題を明確化していく思考過程を学ぶ。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
48	○			母性看護学概論	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの概念に基づき、母性看護の概念とその基盤となる社会の動向を踏まえた上で母性（父性）の特性や母性看護の意義と役割を理解する。女性のライフサイクルと女性をとりまく環境を理解し、母性の各発達段階における健康支援、母性看護に必要な知識を学ぶ。	1・前	15	1	○			○		○		
49	○			母性看護学各論Ⅰ	1. 妊娠期・分娩期にある対象の身体的変化や心理的・社会的特徴を理解し、アセスメントするための基礎知識を習得する。 2. 妊娠期の暮らしを理解し、母子の健康を守るための健康支援を理解する。 3. 新生児の生理的变化をアセスメントするために必要な知識をふまえた上で、観察技術や日常生活援助を習得する。	1・後	30	1	△	○		○		○		
50	○			母性看護学各論Ⅱ	産褥期の母子に対するケアを学習し、新しい家族の誕生期にある人々が健康なくらし始めるための支援方法を理解する。	2・前	30	1	△	○		○		○	○	
51	○			精神看護学概論	患者-看護師関係の援助的関係について、精神科で活用される看護理論も含め学び、こころに障害を持った人への人間理解と看護師としての自己洞察能力を修得する基礎となる講義を行う。	1・前	15	1	△	○		○		○	○	
52	○			精神臨床看護	こころの健康障害を持つ人々の健康の回復、保持・増進、疾病予防の援助に必要な知識・技術を習得するために、臨床で経験した事例を提示したり、看護場面を想定したロールプレイを実施し、実際の臨床場面や看護を実感できる授業を展開していく。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
53	○			精神看護の展開	事例を通して看護過程を展開させ、対象理解や看護アセスメント方法を学び、看護問題に対する援助計画の立案や実際について理解できるための講義を行う。	1・後	30	1	△	○		○		○	○	
54	○			医療安全	臨床に立つ自分をイメージし 「医療事故を起こす可能性」「ヒューマンエラーへの不安」を直視し、事故発生のメカニズムと発生防止の考え方、自分自身の力で医療事故を回避する方策を学ぶ。わが国の医療安全対策や医療現場で取り組まれている安全対策の概略を理解し、医療者として倫理観に則した自己防衛と看護における安全管理について考える。	1・前	15	1	△	○		○		○	○	
55	○			看護管理	これからの医療・看護が地域包括支援システムの中でいかに看護管理していくのか、話題提供しながら共同学習を中心に学ぶ。管理のしくみと実際について学び、看護師としてのマネジメント能力を養う。	1・後	15	1	△	○		○		○		

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)																
	分類			授業科目名	授業科目概要	配 当 年 次 ・ 学 期	授 業 時 数	単 位 数	授業方法			場所		教員		企 業 等 と の 連 携
	必 修	選 択 必 修	自 由 選 択						講 義	演 習	実 験 ・ 実 習 ・ 実 技	校 内	校 外	専 任	兼 任	
56	○			国際看護	国際社会において、人間の持つ普遍的な健康上の二ードを、政治的・地理的・文化的境界を越えた広い視野からとらえ、国際看護活動の役割を理解する。	2・前	15	1	△	○		○			○	
57	○			災害看護	災害をサイクルで捉え、災害看護の全体像を理解する。国民の生命や健康を損ねる災害が迫ったとき、発生したときの即時の対応、亜急性期から回復・復興期の対応を捉え、災害直後から支援できる看護の基礎的知識について理解する。また病院での災害訓練参加を通して、災害看護のイメージをつかむ。	2・後	15	1	△	○		○	○		○	
58	○			統合学習Ⅰ	看護に関する総合的な知識を理解し、既習学習された教科科目・実習科目の学びを統合する。	1・通	15	1	○			○			○	
59	○			統合学習Ⅱ	臨床能力客観的試験（OSCE）を通じて、状況判断と必要な援助技術が実践できているか、自己の行動について考える。	2・後	15	1		○		○			○	
60	○			統合学習Ⅲ	看護に関する総合的な知識を理解し、既習学習された教科科目・実習科目の学びを統合する。	2・後	15	1	○			○			○	
61	○			基礎看護学実習	対象を全人的に理解するために、身体的・心理的・社会的側面からの情報を統合し、看護課題とその要因を論理的に分析し、看護を実践するための展開方法を学ぶ。	1・後	90	2			○		○	○	○	○
62	○			地域・在宅看護論実習	地域・在宅で生活するあらゆる健康レベルにある個人・家族・集団を理解し、対象の価値観や生活観に応じた看護を実践する基礎的能力を習得する。	2・前	90	2			○		○	○	○	○
63	○			成人看護学実習	周手術期の特徴および対象を理解し、合併症予防と回復促進への看護を実践するための基礎的能力を習得する。	2・前	45	1			○		○	○	○	○
64	○			老年看護学実習	老年期にある対象を身体的・精神的・社会的側面から全人的に理解し、加齢や老年症候群などにより不可逆的な老化の状態にある高齢者が在宅で生活していくためにはどのような「力」が必要になるかを考え、生活の質の向上に向けての援助が理解できる。	1・後	45	1			○		○	○	○	○
65	○			成人・老年看護学実習	成人・老年期にある対象を理解し、健康レベルに応じた看護を実践するための基礎的能力を習得する。	2・前	90	2			○		○	○	○	○
66	○			小児看護学実習	子どもの特徴を理解し、対象やその家族に対し、成長・発達の促進や健康課題に応じた看護を実践するため小児実習Ⅰでは保育園にて子どもの特徴を理解し、小児実習Ⅱでは障害児との関わりを通して個人の成長・発達に応じた援助を学ぶ。小児実習Ⅲでは小児病棟での見学実習を通して急性期の小児への援助の実際を理解する。	2・前	90	2			○		○	○	○	○

授業科目等の概要

(看護師専門課程 専攻看護学科)															
分類			授業科目名	授業科目概要	配当年次・学期	授業時数	単位数	授業方法			場所		教員		企業等との連携
必修	選択必修	自由選択						講義	演習	実験・実習・実技	校内	校外	専任	兼任	
67	○			母性看護学実習	周産期の対象とのかかわりを通して身体的・心理的特徴を理解し、必要な看護を実践するための基礎的知識を習得する。また、新生児期・乳幼児期の子をもつ家族の暮らしと地域のサポートを理解する。	2・前	90	2			○		○	○	○
68	○			精神看護学実習	こころの健康問題をもつ人や家族との関わりを通して対象を全人的に理解し、こころの健康回復に向けての臨床看護を展開・実践できるよう指導していく。また、実際の看護場面をVR・マルチボードで再構成し、看護師としての自己洞察能力を養うための指導を行う。	2・前	90	2			○		○	○	○
69	○			統合実習	看護チームにおけるリーダーシップ・メンバーシップの実際を理解し、看護ケアのマネジメント力を発揮するための基礎的能力を養うことを目的とする。	2・前	90	2			○		○	○	○
合計				69 科目			76 単位（単位時間）								

卒業要件及び履修方法	授業期間等	
卒業要件： ①修業年限・②履修すべき単位の認定・③出席すべき時間数・④学費等経費の完納と定めている。卒業認定会議において①～④の各要件が完了している事をもって卒業を認定している。	1 学年の学期区分	2 期
履修方法： 各授業科目の総授業時間数の3分の2以上に出席し、科目成績の評価が可以上の者に対して履修を認定する。	1 学期の授業期間	15 週

(留意事項)

- 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二以上の方法の併用により行う場合については、主たる方法について○を付し、その他の方法について△を付すこと。
- 企業等との連携については、実施要項の3 (3) の要件に該当する授業科目について○を付すこと。